

随意契約理由書

件名	本庁舎1号館エレベーター保守点検業務
契約の相手方	三菱電機ビルテクノサービス株式会社 関西支社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随意契約の理由	
<p>本業務は、建築基準法第8条で建築設備を常時適法な状態に維持するよう定められており、これを実現する方法として、財団法人日本建築設備昇降機センターより出されている方針に基づき行う業務です。</p> <p>1号館の乗用(高層・低層)エレベーターは、オーダー型で高速タイプであり、エレベーターの運転台数を発生する交通量に応じて、最適制御する台数制御、速度制御機能を装備した、群管理性能も有している。また、各階の交通量など建物固有の交通データを予め想定するだけでなく、建物が竣工した後も、専用のコンピュータが自ら学習する機能も有している。このような特殊な制御方式を採用しているエレベーターの製造会社は、三菱電機(株)であるが、同社は保守点検を行っていないことから、該当保守点検ができるのは、三菱電機(株)のエレベーターを専門的に点検・保守整備する上記者しかいない。</p>	
担当部署 (問合せ先)	行財政局庁舎管理課庁舎管理係 (電話番号 322-5067)